感染拡大防止のための基本対策

令和5年2月6日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

① 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。

- ●高齢の方や、基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えましょう。
- ●家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ●同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、 出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



② 症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診してください。

- ●発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、早めに受診することが大切です。
- ●かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

※県ホームページで検索できます 福島県 診療検査医療機関 Q検索

●相談先に迷う場合は受診・相談センター(☎0120-567-747)

③ 会食時は感染リスクが高まることから、十分注意してください。

- ●感染対策の徹底された飲食店を利用してください。
- ※お店側は「業種別ガイドライン」の遵守など、お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

④ 新型コロナワクチンの接種を検討してください。



- ●ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、 「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。
- ●町では、オミクロン株対応2価ワクチンの接種を令和4年10月から開始しています。接種対象は、初回接種(1、2回目接種)を完了し、最終接種から3か月経過した12歳以上全ての方で、一人1回の接種となります。この接種は、令和5年5月7日までの接種となりますので、まだ接種を受けていない方で、接種を希望される方は広野町コロナワクチンコールセンター(☎0120-567-513)にお早目にお問合せください。

*** 広野町コロナワクチンコールセンター ***
平日のみ【月曜日~金曜日 (祝祭日を除く)】 午前8時30分~午後5時15分 な 0120-567-513

〇令和5年5月8日以降のワクチン接種については、国の方針が決まり次第お知らせいたします。

問 広野町 保健センター ☎0240-27-3040

新型コロナウイルス感染症について

令和5年3月13日(月)以降も当面の間は

町公共施設職員はマスク着用で対応いたします

マスクの着用については、これまで、屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、国の方針に基づき、令和5年3月13日(月)以降は「個人の判断」が基本となります。

町の施設(役場、公民館、保健センター、文化交流施設など)は、不特定多数の方が利用されることや、 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクの高い方に配慮する観点から、基本的な感染対策を 継続し、当面の間、職員はマスクを着用して来所される皆さまに対応させていただきます。

これまで屋外では原則不要、

屋内では原則着用としていましたが令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう



オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種について(令和5年5月7日までの対応分)

〇オミクロン株対応2価ワクチン接種の対象者

- ●新型コロナウイルスの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(以下「オミクロン株対応2価ワクチン」という。)の接種は、初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方を対象に、
- 一人1回接種します。最終接種から3ヶ月以上経過した方が対象者となります。
- ○広野町のオミクロン株対応2価ワクチン接種は、馬場医院での個別接種となります。

〇初回接種(1・2回目接種)が未接種の方

・従来型ワクチンによる接種を完了してください。

〇乳幼児(生後6か月~4歳)および小児(5~11歳)接種について

・接種対象者の保護者に対し意向調査を行い、双葉郡8町村合同でワクチン接種を実施しています。 お問合わせは広野町保健センター(☎0240-27-3040)までご連絡ください。

〇広野町以外での接種について

- ・入院中の医療機関や施設でワクチンを受ける方は、医療機関や施設にご相談ください。
- ・避難先において、「住所地外接種届出済証」の提出を求められた場合は、広野町コロナワクチンコールセンターまでお問い合わせください。かかりつけ医や大規模接種で受ける場合は必要ありません。
- 〇広野町に居住している広野町民以外の方で、馬場医院での個別接種を希望される場合は広野町コロナ ワクチンコールセンターまでお問い合わせください。

2023.4 広報ひろの 2023.4 広報ひろの 4